

## 合法伐採木材等流通利用促進法！

5/13 衆議院で可決成立した本法案は、違法伐採木材が利用されにくい環境を整備しようという趣旨のもので、**民間での木材利用についても努力義務**が課せられたものです。伐採と利用に分けて省令や基本方針案が策定され、来年 5/20 頃施行の予定です。現在検討されている内容を概略まとめてみました。

### 伐採について

今月 (H28. 12) より、**0.5ha 以上の皆伐**をする場合には事前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を 30~90 日前に市町村の林務担当課へ提出する事が必要です。届出を怠ると **100 万円以下の罰金**が科せられる場合もあります。(太陽光発電設備設置やバイオマス用材確保の為に**違法伐採**も増えているそうです)

届出が受理されると「届出済票」が交付されるので伐採期間中は設置しておかなければなりません。南薩流域の 9 市町村では「伐採届出旗」を支給されますのでこれを表示しておけば分かりやすいです。なお、森林経営計画認定者には「認定旗」が交付されるので、伐採期間中は「認定旗」と「森林経営計画認定済票」を設置しなければならない。

### 流通及び利用の促進について

来年 5 月頃より施行の見込み。木材関連業者、住宅会社、ビルダー、フローリング施工業者等木材の流通及び利用に関わる事業者は「登録木材関連事業者」として登録し、取り扱う木材については、すべて合法確認をしなければならない。但し、MDF やパーティクルボード等繊維版や流通構造が構築できていない木材は当対象外となっているが、随時追加される。

合法性の判断は伐採届けや、輸入材の添付資料などにより、確認するが、努力しても確認の難しい木材については、当面、合法材と区別して販売は出来る。

登録木材関連事業者登録には**登録免許税 15,000 円と登録実費**が必要となりそうです。

### 【情報】

「地域経済の活性化が日本の元気を取り戻す鍵」講演会が開催されます

日時 12 月 5 (月) 15:00~16:30

場所 オロシティホール 2 階大会議室

講師 伊藤 聡子 氏 (事業創造大学院大学客員教授)

申込 鹿児島市商工会 Tel268-3576

参加費 無料 先着 80 名

「企業のためのマイナンバー」セミナーが開催されます

日時 12 月 6 (火) 18:30~20:30 (既報)

場所 鹿児島市勤労者交流センター 7F 第 1 会議室

申込 (公社)鹿児島法人会 Fax285-0003

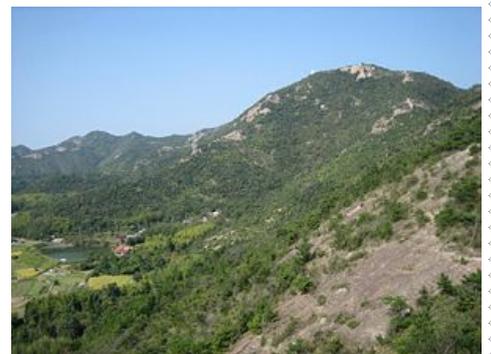
参加費 無料

### 【定休日】

12 月は 4, 10, 11, 17, 18, 25, 29, 30, 31 日となります

1 月は 1, 2, 3, 4, 8, 15, 22, 29 日となります

宜しくお願いします。



適切な山の管理が必要